

「基礎教育センター」その過大なる課題と FD委員会活動記録

基礎教育センター事務室教務課・教務課長
加藤 洋子

1. はじめに

第162国会で「学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)」が成立し、平成17年7月15日に公布された。このうち、短期大学卒業者に、「短期大学士」の学位を授与する規定は、同年10月1日に施行されたが、「大学等の教員組織の整備」に係る規定は、関係省令を整え、平成19年4月1日からの施行となった。

中央教育審議会答申「わが国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)及び「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」(平成17年9月5日)の意向を踏まえこのため、大学院設置基準は改正された^{注1}。この改正で大学院設置基準には、「人材養成に関する目的の明確化と公表」、「成績評価基準の明示」等々に加え、「授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」の実施が盛り込まれることとなった。大学院FDの義務づけである。

2. 大学院に関する法制

さて、大学とは、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(学校教育法第52条)という。そして、この大学に、「大学院を置くことができる」(学校教育法第62条)のである。

大学院とは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」(学校教育法第65条第1項)もので、大学院のうち、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」(学校教育法第65条第2項)と、定めがある^{注2}。

しかし、戦前は、「大学は国家に須要なる学術の理論及び応用を教授し並びにその蘊奥を攻究するを以って目的となし」(大学令第1条^{注3})として、「学問の蘊奥を究めること」が、大学の目的であった。だが、戦後の、学校教育法の制定で、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めること」は、大学院の目的に移行してしまったのである。

また、大学院法制には、「大学院課程における基本組織」(学校教育法第66条)、「夜間大学院と通信制大学院の設置根拠」(学校教育法第66条の2)、「大学院への入学資格」(学校教育法第67条)、「教育研究上特別の必要がある場合においては第53条の規定^{注4}にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とする」(学校教育法第68条)、いわゆる「独立大学院」等の定めがあり、さらに、「大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対しては文部科学大臣の定める学位を授与する」(学校教育法第68条の2)という学位授与や、「自己点検評価及び認証評価」(学校教育法第69条の3)等の定めがある。

3. 大学院法制の意図

平成14年8月5日、中央教育審議会の答申は、「大学院における高度専門職業人養成」について、「科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化などにより、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、これまでの知識・技術や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題が多く生じてきている。21世紀は『知』の時代とも言われるが、複雑化・高度化したこれらの問題解決のためには、今まで以上に多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材が多く必要とされる」そのため、「平成11年に制度化された『専門大学院制度』をさらに発展させて、高度専門職業人の養成に特化し

た『専門職大学院制度』の創設に結論を得た」と述べ、大学院が果たすべき今後の使命を明らかにした。

平成14年の本答申を受け、学校教育法の一部は改正され、大学院では、「研究者の養成」と、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」という、2つの人材養成機能を持つことが明示されたのである。大学院への期待度は高い。

さらに、この時に法科大学院についての構想も述べられ、その教員組織には、専任教員として、実務家の教員を相当数置くことの義務づけや、学位の名称、質保証のための事後チェック体制の整備、第三者評価機関（認証評価機関）の評価制度導入等々が記されていた。

なお、同じ日に、中央教育審議会は、「法科大学院の設置基準等」の答申も行った。

つぎに、平成17年9月5日、中央教育審議会は、「国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」という副題のもと「新時代の大学院教育」を答申した。そこには、「21世紀の知識基盤社会に対し大学院がとりわけ重要な役割を果たすこと」や「国際競争が激化する今後の社会では、各国の大学院システムの総合力が問われること」、また、「科学技術創造立国を目指すわが国で、科学技術や学術活動の基盤となる人材を大学院において養成し確保していくこと」等の新時代における大学院の課題が次々と述べられており、大学院法制の改正が促されていた。

高度な専門職業人の育成のためには、やはり、高度な専門分野の教授できる人材が必要なのだとも記されていた。

4. 大学院法制の孕む問題

大学院とは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究める」ところだという。この深奥なる教育・研究手法とはどのようなものであるのだろう。草木が大きく育つためにはその根も地中に大きく張らなければならない。砂上に楼閣は建てられない。まず、大学院教育の前提には確乎とした大学教育、学士課程教育が置かれているのであると考える。

しかし、大学院法制は「課程制大学院制度の趣旨に沿って大学院教育の組織的展開の強化を図る^{注5]}

ことや、「教員の組織的な役割分担や学問分野等を踏まえ、教員の時間配分の組織的な管理を促進する^{注6]}」ことなどと、答申の意向に沿ってその組織強化を意図している。この大学院組織強化の流れに対し、学部組織はどうなるのだろうかという心配が浮上する。なぜならば、現在、多くの教員は、大学院と大学との2枚看板を持つからである。「既に、国立大学の大学院では、これまでの学部教員が大学院を兼任するものから、逆に兼任で学部の授業を担当するというパターンが増加しつつある^{注7]}」というのである。

学士課程教育においては、大学設置基準の大綱化以降、教養教育に関する試行錯誤が続いていた。さらに現在、18才人口の減少や、グローバル化、国立大学の法人化等により、各大学は、さらなる試行錯誤の改革を続けているところである。

「高度専門職業人の養成」や「卓越した研究拠点」として充実させるために意図した大学院法制化は、大学院教育の土台である学士課程教育を脆弱にすることはないのだろうか。本学教員も大学院と大学の2枚看板を背負っている。「首都大学東京劇場」の土台が空洞化することはないかと心配なのである。

5. おわりに

今回、大学設置基準が改正され、「主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師、助教に担当させる」とあるように、主要授業科目以外の授業科目を、助教が担当できることとなった。また、「教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう留意する」こと等がつけ加えられた。

これらの改正された基準を具現化するためには、教育・研究指導現場での十分な準備が必要だ。「主要授業科目」の特定や、専任教員届出の変更など、職務の実態が変わることへの担保等の検討も必要とされよう。

さて、本学の運営委員会規則には、「大学教育、大学院教育の改善に関すること」は、FD委員会の所掌事項として定められている。また、首都大学東京FD委員会規程には、「基礎教育センター長」がFD委員会委員長であり、「基礎教育センター事務室教務課」が事務局となると記されている。大

学院FDの義務化は、「基礎教育センター」という組織名の再考を伺わすことともなったのである。そして、FD委員会事務局の教務課にとってもこのことは、過大なる課題となるのである。

注

- ¹ 「大学等の教員組織の整備にかかる学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」平成18年5月17日付、18文科高第133号、文部科学事務次官通知文書
- ² 高度専門職業人の養成が大学院の目的に含まれることは、学校教育法の一部改正を審査する参議院法務委員会、文教科学委員会連合審査会（平成14年11月21日）における遠山国務大臣の明確な発言がある。また、急ぎの改正審議に対し、「専門職大学院については、社会の変化に対応して求められる多様な分野における高度で専門的な知識と能力を有する人材が育成されるよう充分配慮する事。その設置・運営にあたっては、大学の自主性・自立性が確保されるよう努める事。多くの者がその機会を得られるよう、奨学金等の支援制度の充実に努める」（平成14年11月8日、衆議院文部科学委員会）等の附帯決議もなされていた。
- ³ 文部科学省「学制百年史－資料編」（大正7年12月6日勅令第388号）
- ⁴ 「大学には、学部を置く事を常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる」
- ⁵ 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」
- ⁶ 同上
- ⁷ 鈴木勲編著『逐条学校教育法』2006年、669頁

参考文献

- 絹川正吉、館昭編著『学士課程教育の改革』東信堂、2004
- 鈴木勲編著『逐条学校教育法』学陽書房、2006
- 『IDE現代の高等教育－大学のグランドデザイナー－』2004
- 『IDE現代の高等教育－これからの大学院－』2005
- 中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人の養成について」2002
- 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」2005

FD委員会の活動記録（平成18年度）

4月27日 第1回FD委員会

本年度の事業計画、予算計画について
特色GP申請の報告
平成17年度SE等による改善点の報告
大学教育学会への発表報告

5月25日 第2回FD委員会

前期授業評価・アンケート調査実施計画について
FD研修事業計画について
FDレポート発行計画について
予算執行計画について
平成17年度FD傾斜的研究費研究の報告
コンソーシアム京都「授業評価と大学改革」参加報告

6月7日～11日 大学教育学会第28回大会参加

「評価時代を迎えた大学の在り方」
東海大学湘南校舎
「首都大学東京のFD」発表者：上野 淳、舛本直文

6月22日 第3回FD委員会

全学共通科目アンケート調査の実施について
前期の「授業評価」の実施について
学生参加型FD研究会（岡山大学）への学生及び教員派遣
HPのリニューアル計画について
大学教育学会での発表と参加についての報告
大学院設置基準一部改正に伴う大学院FDについて
文部科学省資料「大学における教育内容の改善状況」

7月3日～7月21日 調査実施

全学共通科目に関するアンケート調査
授業評価調査（基礎ゼミナール、都市教養プログラム、情報リテラシー実践Ⅰ）

7月27日 第4回FD委員会

FDセミナー（10月5日）、FD講演会（11月30日）の企画について
FDレポートの発行について
後期授業評価の実施科目について
学生参加型FD研究会への派遣学生選抜について
授業評価調査等の実施状況報告
HPの更新等報告
特色GPの不採択報告

9月9日 教育改善学生交流i * See2006

岡山大学創立五十周年記念館
学生代表2名派遣

9月28日 第5回FD委員会

第2回FD講演会について
FDレポート3号の発行について
大学教育学会への参加について
全学共通科目の授業評価結果報告
学生参加型FD研究会（岡山大学）参加報告
理工系部局FDの実施報告

10月5日 第3回FDセミナー

「学生が『自ら学ぶ』ことを支援するためのFD」
講演：京都大学高等教育研究開発推進センター
田中 每実 教授
「授業能力向上のために」
報告：2006年度前期授業評価の概要
「全学共通アンケート」 舩本直文
「都市教養プログラム」 金子善彦
「実践英語」 加藤光也
「基礎ゼミナール」 青塚正志
「情報リテラシー」 永井正洋

10月26日 第6回FD委員会

第2回FD講演会・パネルディスカッションについて
後期SE・TEの実実施計画、調査票について
FDレポート4号の企画について
SE・TEデータのWeb公開について

11月22日 第7回FD委員会

後期SE・TE実施計画・調査票の検討
第2回FD講演会実施計画
平成18年度第2回FDセミナーについて
学生参加型FDについて

11月25日～26日 大学教育学会課題研究集会参加

「教員組織とカリキュラム改革」
金沢大学角間キャンパス、教職員7名派遣

11月30日 第2回FD講演会

講演：国際基督大学大学院 村上陽一郎 教授
「現代社会と教養教育」
パネルディスカッション：
「首都大学東京の基礎・教養教育を検証する」
上野淳基礎教育センター長、神崎繁人文・社会学系長、奥村次徳理工学系長、丹治信春人文・社会学系教授

12月19日 第8回FD委員会

後期SE・TE実施計画・調査票の検討
平成18年度第2回FDセミナー計画
各部局FDの活動報告
大学教育学会課題研究集会参加報告
大学院FDの義務化に伴う実施体制について

1月31日 FDレポート第3号発行

1月12日～26日 調査実施

授業評価調査（都市教養プログラム、実践英語科目、情報科目、理工系共通基礎科目）
全学共通科目に関するアンケート調査

1月25日 第9回FD委員会

平成18年度第2回FDセミナーの実施について
FDの今後の課題について
後期SE・TEおよびアンケートの回収状況について
各部局FD活動の実施報告

2月23日 第10回FD委員会

大学院FD等、今後の課題について

2月23日 第4回FDセミナー

「首都大学生の学びの構造—学習の充実を目指して」
講演：学生サポートセンター相談課長 岡 昌之教授
「最近の学生の意識傾向について」
パネルディスカッション：「首都大学生の学びの構造」
落合守和教務委員長、保坂泰人教務委員、
徳永浩雄教務委員
情報提供：「学生の意識と行動に関する調査」
小宮健実学修カウンセラー

3月14日 第11回FD委員会予定

後期SE・TEの結果報告等について

3月26日FDレポート第4号発行予定

以上